

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社志賀建設（代表取締役 志賀 壽文）
	法人番号 6380001011580
住所	福島県石川郡石川町字屋敷入 6 3

2. 措置期間

令和 8 年 2 月 13 日 ~ 令和 8 年 3 月 26 日（1か月2週間）

※福島県建設工事等入札参加制限措置要綱第4条第7項適用により、措置期間の始期を既に措置されている参加資格制限期間の終期の翌日としている。

3. 事実概要

令和3年6月30日、当該人が藤田・福浜大一・志賀特定建設工事共同企業体の構成員として施工中の県中建設事務所発注「道路橋りょう整備（再復）工事（トンネル）」（工事番号：第18-41320-0275号）において、トンネル工事でコンクリートが固まるまでの間、型枠を支える構造物（セントル）の解体作業を行っている際、セントルの柱材が転倒し、作業員が負傷した。

この事故では、作業手順書と異なる手順・方法で、作業指揮者が指揮できない状況のまま作業を継続したこと、倒壊の危険が及ぼす恐れがある箇所に、作業員を立ち入れさせてしまったことなど、安全管理の措置が著しく不適切であったと判断される。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の7（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の7】

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課  
福島県福島市杉妻町2-16  
(電話) 024-521-7899